

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の2（改善命令を除く。）、第9条の2の2、第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）、法第15条の2の7（改善命令を除く。）及び法第15条の3の規定に基づき、群馬県知事が、許可の取消し、事業の停止又は施設の使用の停止（以下「行政処分」という。）を行う場合の基準（以下「処分基準」という。）を、次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年4月1日

群馬県知事 大澤 正明

（処分基準）

1 処分基準は別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。

（行政処分の軽減）

2 行政処分の対象が、次のすべての要件を満たしている場合、前項の規定にかかわらず、別表2、別表3（事故時応急措置命令違反を除く。以下、本項において同じ。）又は別表5で定める行政処分を軽減することができる。この場合、別表2で定めるものについては、停止日数を90日から30日の範囲内で定めるものとし、別表3又は別表5で定めるものについては、定められた日数の2分の1を限度として、停止日数を軽減するものとする。

- （1） 行政処分の原因となった違反行為によって、生活環境の保全上支障が生じなかったか、又は生じても軽微であって、原状回復されていること。
- （2） 違反行為が長期間継続しておらず、また、違反行為の内容が悪質でないこと。
- （3） 違反行為を直ちに是正したこと。
- （4） 過去において行政処分を受けていないこと。
- （5） その他、違反行為及び違反行為後の情状に照らし、軽減することが適当であると認められること。

別表 1

要件（違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
不正手段による営業許可取得（法第 25 条第 1 項第 2 号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第 4 号） 事業停止命令違反（同項第 5 号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第 9 号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第 11 号） 施設改善命令・使用停止命令違反（法第 26 条第 2 号）	許可取消し

別表 2

要件（違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
無許可営業（法第 25 条第 1 項第 1 号） 無許可事業範囲変更（同項第 3 号） 措置命令違反（同項第 5 号） 委託基準違反（同項第 6 号） 名義貸しの禁止違反（同項第 7 号） 施設無許可設置（同項第 8 号） 施設無許可変更（同項第 10 号） 無確認輸出（同項第 12 号） 受託禁止違反（同項第 13 号） 不法投棄（同項第 14 号） 不法焼却（同項第 15 号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第 16 号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第 2 項） 委託基準違反，再委託禁止違反（法第 26 条第 1 号） 改善命令違反（同条第 2 号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第 3 号） 無許可輸入（同条第 4 号） 輸入許可条件違反（同条第 5 号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号） 無確認輸出予備（法第 27 条）	許可取消し

別表 3

要件（違反行為は罰条を持って記載）	処分内容
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第28条第2号） 虚偽管理票交付（法第29条第8号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第13号）	停止90日
施設使用前検査受検義務違反（法第29条第2号）	停止60日
保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は法第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第29条第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号） 管理票回付義務違反（同条第5号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第6号） 管理票・同写し保存義務違反（同条第7号） 引受禁止違反（同条第9号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第10号） 電子管理票虚偽登録（同条第11号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第12号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（同条第14号） 処理困難通知保存義務違反（同条第15号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第16号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第30条第1号） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反，虚偽届出（同条第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号） 処理責任者等設置義務違反（同条第5号） 報告拒否，虚偽報告（同条第6号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第7号） 技術管理者設置義務違反（同条第8号）	停止30日
事故時応急措置命令違反（法第29条第17号）	応急措置に必要な期間の停止
処理基準違反・保管基準違反	停止10日

別表4

要件	処分内容
法第9条の2第1項第1号、第2号及び法第9条の2の2第2項、法第14条の3第2号及び法第14条の3の2第2項並びに法第15条の2の7第1号、第2号及び法第15条の3第2項	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）

別表5

要件	処分内容
法第9条の2第1項第4号、法第14条の3第3号及び法第15条の2の7第4号	停止30日